

広報

# あち

10月

2005 OCTOBER No.178



信濃比叡本堂

## 主な内容

- 平成16年度決算の概要 ..... 2P
- 森林造成事業について..... 4P
- 阿智村合併50周年事業について ..... 6P
- 子育て支援室より..... 8P
- 〈別冊〉9月定例議会 村長あいさつ

## 新名所誕生

古代中世にかけて都人に親しまれた園原に、信濃比叡本堂が建立され、古道東山道に新たな魅力が加わりました。10月22日・23日には、延暦寺に灯し続ける「不滅の法灯」の分灯を受ける儀式が行われます。

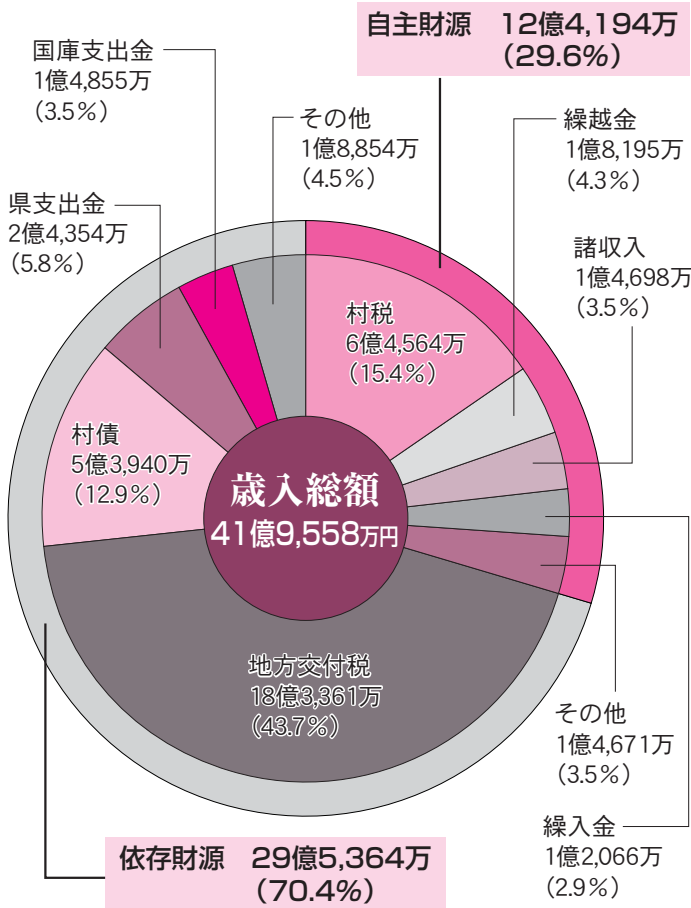
私たちの村(10/1現在) 人口5,943人 男2,860人 女3,083人 世帯1,804戸

●阿智村のホームページ  
<http://www.vill.achi.nagano.jp/>

# 平成十六年度決算の概要

九月議会定例会において、平成十六年度の一般会計及び特別会計の決算が認定されました。今回は十六年度決算の状況と、行財政改革の取り組みについてお知らせします。

一般会計では、デイサービスセンター・知的障害者通所授産施設建設、中央公民館改修等の大型建設事業に取り組んだため、歳入総額四一億九、五五八万円(前年比四億七、三九三万円、十二・七%の増)、歳出総額三九億三、〇九八万円(前年比三億九、一二七万円、十一・一%の増)と、四年ぶりに前年比増の決算となりました。



## 〔歳入歳出の状況〕

一般会計の歳入歳出差引額は二億六、四六〇万円です。翌年度に繰り越す財源一、四二〇万円を除く実質収支は二億五、〇四〇万円となりました。このうち、二分の一に相当する一億二、五二〇万円を財政調整基金として積立をします。

歳入のうち構成比四三・七%を占める地方交付税は、国の三位一体の改革により三、〇三三万円(一・六%)の減額となりました。また、村税では個人住民税九五・一万円、入湯税四九・九万円と大幅な減額となったものの、法人村民税が一、九七四万円の増となり、合計では二五五万円(〇・四%)増と、前年並みを確保できました。しかしながら、自主財源は二九・六%と国・県へ大きく依存しており、三位一体の改革により地方交付税の減少や補助金の削減、さらには移譲すべき権限や財源問題が未解決の状況にあり、自主財源の確保が極めて重要となります。

一方、歳出では(主な事業は別表のとおり)、前年度に比べて投資的経費は三億八、六八二万円(一〇・四%)の増と倍増しています。また、経常的経費は、補助費、扶助費等が

平成16年度各会計別決算概要

(単位：万円)

会計名	歳入総額	歳出総額	差引残額	翌年度繰越財源	再差引残額	
一般会計	41億9,558	39億3,098	2億6,460	1,420	2億5,040	
特別会計	国保事業(事業勘定)	4億3,354	4億 601	2,753		2,753
	国保事業(直診勘定)	540	462	78		78
	老人保健医療	6億4,397	6億4,331	66		66
	村営水道事業	2億1,375	2億 906	469		469
	温泉事業	3,916	3,580	336		336
	下水道事業	4億5,420	4億4,940	480		480
	介護保険	4億4,853	4億4,520	333		333
	特別養護老人ホーム医療	4億 283	3億4,965	5,318		5,318
合計	68億3,696	64億7,403	3億6,293	1,420	3億4,873	

## 平成16年度の主な事業 (単位:万円)

### 民生費

老人デイサービスセンター建設工事	1億4,131
知的障害者通所授産施設建設及び設備工事	8,766
介護予防・生活支援事業	1,788
春日保育所トイレ水洗化工事	961

### 教育費

中央公民館改修工事(繰越)	7,480
図書室備品購入事業(繰越)	2,208
コミュニティ館改修工事(繰越)	2,665
智里西公民館・保育所合併浄化槽工事	926
若者定住促進住宅新增改築等支援金	1,291

### 土木費

村道2-10号線改良舗装工事(下平)	2,200
村道維持補修工事(26地区)	1,811
分譲住宅用地購入及び造成工事	3,555

### 農林水産業費

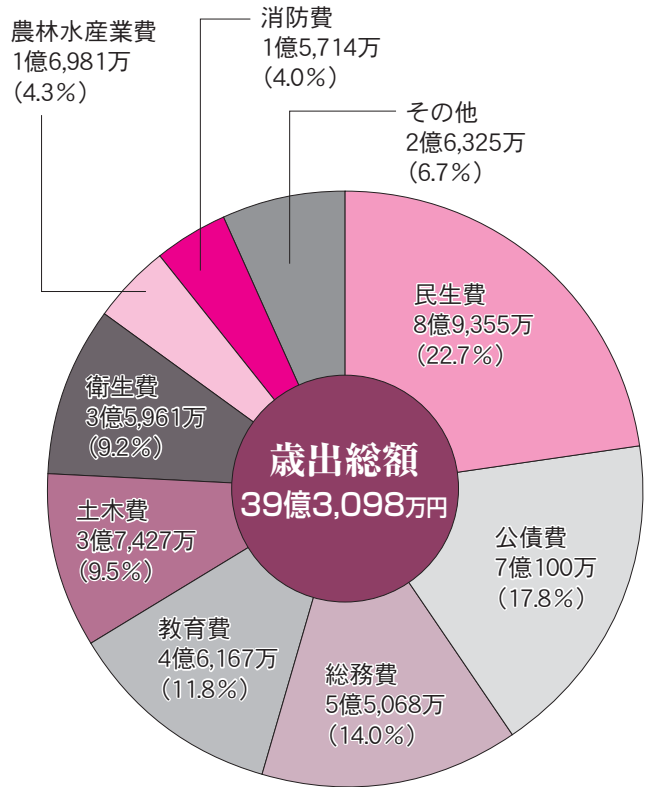
県営中山間地域総合整備事業(村発注)	2,333
県営中山間地域総合整備事業負担金(県発注)	3,624
中山間地域直接支払事業	1,606

### 衛生費

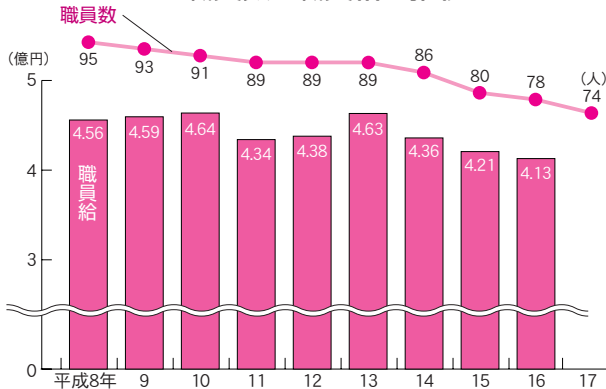
合併浄化槽設置補助	1,906
-----------	-------

### 災害復旧費

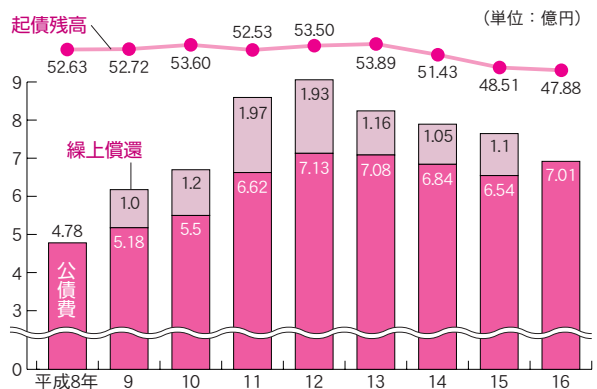
農林水産業施設災害復旧事業	1,281
地元施工農業災害復旧工事	1,343
公共土木施設災害復旧事業	2,260



## 職員数と職員給の推移



## 公債費と起債残高の推移(一般会計)



基金については平成八年の十九億一、四五〇万円が二億八、三六七万円と、九億円余り増加し、地方債残高は五二億六、二五〇万円が四七億八、八四五万円と五億円減っておりま

す。

しかし、国や県の財政悪化、景気の低迷などにより村税、交付税を中心とした収入確保は未だ厳しい状況にあります。今後も後年度負担をできる限り抑え、引き続き行財政改革を進める必要があります。

これまで村は国の経済対策に合わせ、国や県の有利な制度を活用して道路や上下水道など社会基盤の整備を積極的に行ってきました。結果として借金の残高が膨らみ、返済が多額となりました。こうした厳しい財政状況に対し、事務事業の見直しにより経費を削減するとともに、人件費の削減に努めてまいりました。また、平成九年より七年間で九億四千万円あまりの繰上償還を行ったため、借金の残高、償還額ともにピークを過ぎています。

〔行財政改革の取り組み〕

伸びる中で人件費、物件費等が減額となり、総額では二二万円(〇.一%)減で、ほぼ前年並みとなっています。

# 森林造成事業について

森林を守り育てていくためには、間伐などの森林整備が必要です。長野県では今後約10年間に約25万ヘクタールと県面積の5分の1にあたる森林の間伐を実施することが必要であり、先送りできない時期を迎えています。

そんな中、阿智村につきましては平成16年から平成20年の5カ年間に、1630ヘクタールの間伐を目標値とすることを長野県より示されました。年平均すると約320ヘクタールの作業となります。平成16年度は多くの森林所有者の方が森林造成事業等を活用され158ヘクタール施業することが出来ました。

未来へ続く健全な美しい森林につながるよう、森林所有者の皆様の積極的な制度のご活用をお願い申し上げます。

## 〈1反歩（10a）当たり事業費参考表〉

事業区分	1反歩当（10a） 事業費	国県補助金 補助率 約60～70%	村補助金 補助残の 1/3以内	自己負担額	条件 1反歩以上（10a） 施行
流域広域	約15,000円	約9,500円	約1,800円	約3,700円	林齢15年～35年
フォレスト 切り捨て間伐	約15,000円	約9,500円	約1,800円	約3,700円	林齢36年～60年
フォレスト 搬出間伐	約40,000円	約24,000円	約5,000円	約11,000円	林齢36年～60年

※その他、除伐・枝打・植栽も事業に該当します。

※表の数値は変動する場合があります。

※フォレストの搬出間伐材は、間伐した木材の売買により収入につながる場合があります。

現在の搬出間伐材の補助金は平成18年度までの事業です。

そこで

## 緊急間伐推進団地の設定について

現在阿智村で活用している森林整備の補助事業で搬出間伐をした場合、切り捨て間伐に比べ高い補助金額となりますが、この制度も平成18年度で終了する予定です。引き続き高率な補助により事業を実施するために、「緊急間伐推進団地」を設定する必要があります。これは森林所有者と市町村長が協定を結び、補助事業を導入して間伐を実施します。

今後増えていくと予測される搬出間伐材には高率補助が必要不可欠となってきます。平成19年度以降も安定した森林整備が継続出来るよう、「緊急間伐推進団地」設定にご協力いただけるようお願いいたします。

また、「森林造成事業」、「緊急間伐推進団地」の説明会ご希望の部落は、役場 ふるさと整備課または下伊那地方事務所 林務課（53-2425）までご連絡下さい。

情報化事業について  
 〓 基幹線工事が始まりましよ

村の情報化事業サービスにつきま  
 しては、多くの方にご加入いただき  
 ありがとうございます。現在、加入  
 処理を行っており十月末頃より、加  
 入者控等の発送を予定しています。

また、当初加入を希望されなかつ  
 た方で、新たに加入を希望される場  
 合は、現段階では当初工事予定に組  
 み込む事が可能ですので、役場総務  
 課まで至急ご連絡下さい。

さて、情報化事業における工事に  
 つきましては、九月十四日に「有線  
 テレビジョン放送施設設置許可」を  
 国より頂きましたので、センター設  
 備及び受信設備の工事をを行い、工事  
 はほぼ完成しました。

また、十月十四日からは、基幹線  
 工事が始まりました。

まず、駒場地区に幹線光ファイバー  
 ケーブルの電柱共架作業（共架作業  
 とは、中電柱やN T T柱に光ファイ  
 バーを敷設する工事）を行います。

工事期間中は、高所作業車などで  
 国・県・村道の一部を占用して作業  
 を行うため、住民のみなさんにはご

迷惑をお掛けしますが、ご理解とご  
 協力をお願い致します。

なお工事の進捗情報などは広報等  
 でお知らせをしております。

役場総務課 〓 四三二二二〇〇



役場に設置されたBS・CSアンテナ



電柱共架作業の様子

国民健康保険の  
 保険証が更新されました！

平成十七年十月一日より保険証が  
 一般用は水色、退職者用はピンク色  
 に変わっています。

一部を除き既に郵送してあります  
 ので、古い保険証と差し替えをした  
 か記載事項に誤りがないか確認をし  
 ましょう。なお、古い保険証は間違  
 いを防ぐために各ご家庭で破棄して  
 頂きますようお願い致します。

国民健康保険税が長期に渡り未  
 納の世帯につきましては、「短期  
 被保険者証」又は「資格証明書」  
 が交付されることがあります。「短  
 期被保険者証」とは有効期限の短  
 い保険証ですので、更新の手続き  
 が多くなります。「資格証明書」  
 でお医者さんにかかるときは、医  
 療費をいったん全額自己負担して  
 頂くこととなります。

〓 医療保険担当より  
 お願いです〓

〓 お医者さんにかかるときや薬局で  
 薬を処方して頂く際、一カ月に一

回は必ず保険証の提示をしましよ  
 う。また、老人保健法の該当の方  
 は、医療受給者証の提示もお願い  
 します。

加入している医療保険（保険証）  
 に変更があった場合は速やかに、  
 受診したお医者さん、薬局に連絡  
 をしましょう。国民健康保険を取  
 得する方、喪失する方及び老人保  
 健法の該当の方は役場民生課にも  
 届け出をお願いします。

Q 高額な医療費を払ったとき  
 はどんな手続きをしたらいい  
 の？

A 国民健康保険の高額療養費、  
 老人医療の高額医療費に該当  
 となった方へは、役場よりハガ  
 キが送られます。ハガキが届く  
 のは、実際にお医者さんにかつ  
 た月から二ヶ月以降になります。  
 ハガキが届きましたら、手続き  
 にお出かけ下さい。



上松美香ハーブコンサートなど多彩  
阿智村合併50周年事業

昭和三十一年九月三十日に会地、伍和、智里の三村が合併し、阿智村発足後五〇周年を迎えます。

村では、合併五〇周年を迎えるにあたり、これまでの阿智村と歩みを振り返ると同時に、今後恵まれた自然や地理的条件を活かし、先人の培ってきた文化的・経済的遺産を承継しながら、住民が主体となった新しい村づくりのために、阿智村合併五〇周年記念事業を行ってまいります。

●上松美香(アルパ奏者)コンサート  
日時 平成十七年十一月五日(土)  
午後七時～午後八時三十分  
(一時間二十分)

会場 阿智村中央公民館

●合併五〇周年記念式典

日時 平成十七年十一月

二十六日(土)

午後一時三十分から

会場 阿智村中央公民館

内容 ・功労者表彰

・「未来に残したい

景観 阿智村五〇



上松美香さん

選一の選定

・阿智村無形民俗文化財の

指定 「木賊獅子」「中関

義士踊り」

●五〇年のあゆみ発行

阿智村の五〇年間の歩みをつづつ

た冊子 各戸配付

●その他関連イベント

・十月十八日

阿智村合併五〇周年記念村民ゴルフ・マレットゴルフ大会

・十一月二十七日

阿智村合併五〇周年記念村内一周

周駅伝大会

・十一月十二～十三日

阿智村合併五〇周年記念阿智祭

湯元ホテル阿智川さんより  
ご寄付をいただきました。

昼神温泉の湯元ホテル阿智川さんより、村の観光振興のために、〇〇万円のご寄付をいただきました。このたび、内閣総理大臣より、阿智川さんに紺綬褒章が授与されました。



阿智川 山口社長

いただいた寄付金は、観光のために、大切に使用させていただきます。

放送受信障害に対する信越  
総合通信局からのお知らせ

十月一日(土)から三十一日(月)までの一ヶ月間は「受信環境クリーン月間」です。

この月間は、テレビ・ラジオの受信障害の防止対策を推進し、かつ、受信障害の防止に関する知識の普及徹底を図るものです。

放送電波の受信障害は、家庭用・

工業用電気製品から発生する電気雑音、テレビ受信用ブースターの異常発振、不法無線局、高層建築物によるビル陰障害等によって良好な放送の受信ができなくなるものです。

特に「不法無線局」から放射される強力な電波(不法電波)により、テレビ・ラジオなどが妨害を受けるケースも多く、電波利用環境の悪化が懸念される場所です。

テレビがきれいに映らない、ラジオに雑音が入るといった電波に関するご相談は、信越総合通信局までどうぞ。  
★不法無線局が原因の受信障害に関するもの  
監視調査課

(☎〇二六―三四一九九七六)

★上記以外が原因の受信障害に関するもの

受信障害対策官

(☎〇二六―三四一九九九二)

★その他の行政相談に関するもの  
調査官

(☎〇二六―三四一九九六二)

〒三八〇―八七九五

長野市旭町一〇八番地

総務省信越総合通信局

<http://www.shinetsu-bt.go.jp/>

**加入指導に応じない事業主は、強制適用されます！**  
**十月は労働保険適用促進月間です。**

厚生労働省では、毎年十月を「労働保険適用促進月間」と定め、労働保険の周知・加入促進活動を行っています。

労働保険とは、雇用保険と労災保険の総称ですが、労働者を一人でも雇用している場合は、必ず加入しなければならぬ国の保険制度です（雇用保険は一部適用除外があります。）。が、事業主の中には、それを十分認識していないこと等により、未だ零細事業を中心に未手続事業所が存在しています。

労働保険の未手続事業の適用促進については、制度の健全な運営、費用負担の公平及び労働者の福祉の向上等の観点から、重点的に取り組む必要があるところであり、国の「規制改革・民間解放推進三か年計画」においても、「職種の積極的行使等」による未手続事業の一扫が盛り込まれるなど、全国でも従来にも増して厳しい対応が求められています。このため、長野労働局では、これ

らの事業を一扫するため、下記の三点を中心に対策を強化しています。  
 ①県下の労働基準監督署及びハローワーク（公共職業安定所）による

指導を一層強化して取り組んでいきます。  
 ②労働保険事務組合を活用した適用促進を強化しています。

③指導を専門的に行う「労働保険適用指導員」を配置し、個別訪問を中心に保険成立手続指導を行います。

なお、個別訪問等による保険加入指導によっても自主的に成立手続をとらない事業主に対しては、職権の積極的行使による「強制加入」の措置をとることにしています。

従業員が失業した場合に生活安定するよう支給される給付や業務上や通勤途上の災害に対する必要な給付を行う制度ですので、加入手続きがお済みでない場合には加入手続をお願いいたします。

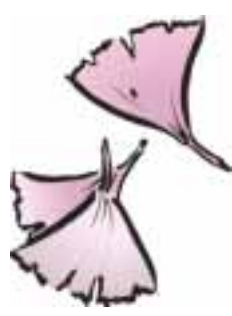
詳しい内容についてのお問い合わせは、

飯田公共職業安定所

☎〇二六五一二四一八六〇九

**長野県社会福祉協議会は、次の貸付制度を行なっています。**

資金	内容
生活福祉資金	所得の少ない世帯や障害を持つ人、介護を要する高齢者が同居している世帯に対して、仕事を始めるために必要な資金や住宅の増改築費、子どもの修学費、病気や介護に必要な費用をお貸しします。
離職者支援資金	失業により生計の維持が困難となった世帯に対して、再就職するまでの間の生活費をお貸しします。
長期生活支援資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたり住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、土地を担保に生活費をお貸しします。



■貸付利率：

一部の資金を除いて年三％以内

■貸付条件：

資金によって、貸付のできる条件が定められております。詳しくは、阿智村社会福祉協議会(☎四五―二三四)か、長野県社会福祉協議会(☎〇二六―二二六―二〇三六)までお問い合わせください。

**『伊良湖岬信州』の閉鎖について**

南信州広域連合

南信州広域連合が運営する国民宿舎『伊良湖岬信州』は、長年に亘り多くの郡市民の皆様にご利用いただいてまいりましたが、利用者の大幅な減少や施設の老朽化等、総合的にみてこれ以上経営を続けることは困難と判断し、平成十七年九月末日をもって閉鎖することとなりました。長らくのご愛顧、誠にありがとうございました。

# 子どもも親も人とのかかわりの中で育つ

子育ては子どもを持つ親だけが行うものではなく、地域の暖かな見守りが必要です。子どもは、お母さんとの愛着関係を土台にして、友だちに関わることで育っていきます。お母さんも、お母さん同士の関わりや他のこどもの姿を見たりすることで、気持ちにゆとりを持って子どもとかかわることが出来ます。

家族・地域の皆さんの暖かい応援をお願いします。

子育てにはお母さんがホッとする一瞬が大切です。  
お母さんそんな時間ってありますか？  
友だち同士話したり、子どもたちの遊ぶ姿をぼんやりながめることって贅沢ですか？  
でも、こんな時間が子育てにはとっても大切です。

村内では保育所の「ちびっこ広場」を始め、各機関で親子の遊びや交流の場を用意しています。お友達を誘ってお出かけください。（すすくカレンダーで確認して下さい）  
一部を紹介します

## こども広場



毎週木曜日午前9時～11時頃まで、保健センターの2階で行っています。ここは就学前の子どもさんと、保護者・家族の皆さんが自由に利用出来ます。子どもさんの成長にあつた玩具なども整っています。また、体操やお話しなどもありますので気軽にお出かけ下さい。

（お母さんだけでなく、お父さん、おばあちゃんもお出かけ下さい）

## 食事学習会「わくわくキッチン」



就学前の子どもを持つお母さん方が集まって9月16日（金）に食事学習会（第1回）を行いました。

一緒に調理し、食べておしゃべりしながら、食生活が子どもの心身の発達に大きく影響すること、家族一緒に食事をする大切さ等も学びました。

子どもたちはお母さんの調理を見たり、お友達と遊んだりしてお料理を待ち、みんなでそろっておいしく頂きました。

〈献立〉 \*カジキマグロの生姜ソテー  
\*人参とグレープフルーツのマリネ  
（おかわりする程子どもたちに大好評でした）  
\*トマトと玉子のスープ

## 平成18年度保育所入所説明会開催について

入所説明会を下記の日程で行います。（未満児さんを含みます）

**日** 11月16日（水）  
**時間** （午前の部）… 午前10時～11時  
（午後の部）… 午後7時30分～午後8時30分

**内容** ・入所の手続き ・保育料について  
・保育所の様子 ・その他

平成18年度途中入所を希望される方もお出かけください。（未満児等）



「二に運動、二に食事」

食欲の秋、スポーツの秋、…秋を楽しむにも、まずは健康から。

今年のヘルススクリーニングでは男性に焦点をあてて、腹囲測定を行います。これは、内臓脂肪をみるものです。(女性は、皮下脂肪が多く、内臓脂肪との区別が難しいため、まずは男性のみに行うことにしました) 男性の皆様、いつの間にかベルトの穴が増えてきていませんか？

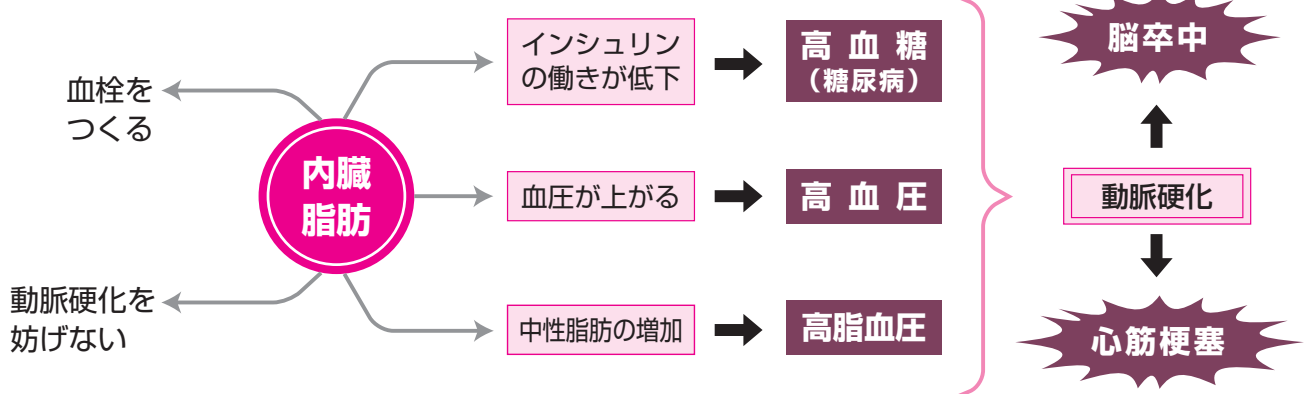
男性で腹囲が八十五センチ以上になると、内臓肥満といえます。内臓脂肪が多くなると、高血圧や高脂血症、高血糖をおこしやすくなります。つまり、内臓脂肪がいろいろとフルサをするのです(図参照)

この内臓脂肪を減らすには「二に運動、二に食事」。まず運動習慣をつけてカロリーを消費し、そして食生活を見直しましょう。

内臓脂肪は、皮下脂肪に比べて、脂肪の分解・合成が早く進みます。たまりやすく減りやすいので、『普通貯金』にたとえられたりします。一日三十分以上の運動(散歩など)を、毎日又は一日おきに行うことが効果的です。

秋の夜長、体も心も心地よい、充実した時間を過ごしましょう。

内臓脂肪はフルサをする！



水中運動教室からのお知らせ

九月に水中運動教室の受講生を募集しましたところ、十月から、目的別コースの教室が増えましたのでお知らせします。  
 ①夜八時十五分からアクアスイム(超音波流水を利用して、個人目的に合わせて泳いだり、歩いたりして、有酸素運動を中心に行う教室)が始まりました。②ホップジュニア(四歳〜年少園児)から小学生対象の教室)の希望者が多かったため、金曜日夕方にニクラス実施することになりました。③ママキッズ・ラッコ(お座り時期から一歳半のお子さんとお母さんの教室)は月二回、木曜日午前に実施することになりました。基礎コースの教室(水曜日、木曜日、金曜日)に変更はありません。冬に向けて運動不足になる時期です。お誘いあって水中運動に参加してみませんか。詳細は保健センターにお問い合わせ下さい。

**【体験を希望される方へ】**  
 入場料(大人四百円、三歳以上の子ども二百円)で体験ができます。(事前に連絡必要)

**【連絡先】**  
 ○保健センター(☎四五二二三〇)  
 ※チャレンジゆーアチの水泳教室についてのお問い合わせは事務局(公民館内)

保健計画

月 日	事 業	月 日	事 業
10月25日	4・7ヶ月健診	11月29日	4・7ヶ月健診
26日~28日	ヘルススクリーニング	12月16日	10ヶ月健診
11月10日	3歳児健診	12月20日	4・7ヶ月健診
11日	2歳児健診	毎週金曜日	リハビリ教室
24日	1歳半健診		

# 阿智高だより

vol. 7

阿智村の皆さん、こんにちわ。朝夕だいぶ寒くなりましたが皆さんいかがお過ごしでしょうか？

阿智高校では2学期が始まり、はや2カ月が経過しようとしています。3年生はそれぞれの進路に向けて、就職試験や大学受験シーズンに入りました。1・2年生は勉学・スポーツの両立に励み、充実した学生生活を送っています。

今回は、7月～9月に行われた行事等を紹介させていただきます。

## 平成17年度 北信越高等学校体育大会

(競泳200mバタフライの部 優勝 2年 藤田大貴君)

8月に千葉県で開催された全国高等学校総合体育大会(インターハイ)へ出場しました。



## 中学生体験学習

8月5日 中学生体験学習として、体験授業(国語・世界史・数学・英語・簿記・情報処理)、懇談会、部活動見学を行いました。



## 棟祭(おうちさい)

7月16日～17日 全校生徒が一丸となって盛り上がりました。多数のご来場ありがとうございました。



## 学習合宿(3年)

夏休み期間中(8/5～8/7) 松川青年の家において学習合宿を実施。学習環境を変え、落ち着いた学習に取り組みました。



## 就業体験学習(1年)

飯田下伊那地区の40数力所の事業所に分かれて就業体験が実施されました。進路を考えるよい機会になりました。各事業所の皆さん、ご指導・ご協力ありがとうございました。



## 心肺蘇生法実技講習会

9月21日 伊賀良消防署所属、救急救命士による心肺蘇生法実技講習会を本校全職員が受講しました。



## 総合学習(2年)

村内にある5カ所の保育所において、本年度6回の保育園実習が計画されています。活発な園児たちと奮闘中です。



## 人権学習講演会

講演テーマ「人権問題を日頃の学校生活から見つめ直そう」講師 宮田幸久さん元子さん。



### 10月～11月の予定

10月 強歩大会	11月 2学期期末テスト
研修旅行(2学年)	12月 保護者懇談会
11月 クラスマッチ	2学期終業式
公開授業週間	

11月14日(月)～18日(金)の間、公開授業週間となっております。お出かけください。参観ご希望の方は事前に電話で連絡を。連絡窓口は阿智高校教務室 ☎0265-43-4271です。

# Photo report [フオ・リポ-ト]

## 新「阿智村」誕生



平成18年1月1日、阿智村と浪合村が合併して、新しい「阿智村」が誕生します。

現在両村では、新しいむらづくりに向けて協議を進めています。また、両村民の融和や共同した地域振興のための話し合いが、公民館などを中心に住民レベルで行われています。

## 第2回全国生涯野球阿智大会



9月3日(土)・4日(日)、第2回全国生涯野球阿智大会が、運動公園わいwaiを主会場に開催されました。

遠くは千葉県や三重県から、60歳以上の還暦の部は6チーム、70歳以上の古希の部は4チームが参加し、年齢を感じさせないプレーで熱戦が繰り広げられました。

大会結果は次の通りです。

還暦の部	優勝	阿智球友
	準優勝	三重生涯・還暦野球連盟(三重県伊勢市)
古希の部	優勝	古希市川ライオンズ(千葉県市川市)
	準優勝	小金井グランドッドベースボールクラブ(東京都小金井市)

## 第11回あち子どもスポーツまつり



10月9日(日)に、阿智第二小学校で、あち子どもスポーツまつりが、村内の小学生90名と大阪体育大学の学生27名を交えて行われました。

キックベースやキンボール、フットサルなどのスポーツと学生の用意したレクリエーションを行い、半日楽しく過ごせました。

## 神坂峠祭祀遺跡出土品が長野県宝に指定



神坂峠祭祀遺跡より出土した石製模造品1,289点が

9月26日に長野県宝に指定されました。

これらの石製模造品は全国的にも峠祭祀遺物として希な物であり、古代の祈りを象徴する遺物として注目されています。

## 口座の残高確認を

年 金太郎



## あぜみち

「油断大敵」という言葉は、比叡山延暦寺に、開祖伝教大師により灯されてから、千二百年燃え続けている不滅の法灯にまつわるものです。油皿に油を切らしてしまうと、灯が消えてしまうことから不滅の法灯の灯を灯し続ける為に、油を断やしてはならないという戒の言葉であります。

この度、屋神温泉のみなさんをはじめとする方々の尽力で、信濃比叡根本中堂としてお堂の建立が計画され、この程見事に完成致し、園原の高台に新たな名所が誕生しました。このお堂に、延暦寺の不滅の法灯が分灯されることになり、十月二十二日、三日の両日分灯と献灯の式が行われます。

伝教大師最澄は日本仏教の祖と云われております。多くの仏教の宗祖が比叡山延暦寺で学び自分の宗派を興してまいりました。伝教大師の教えは「口を忘れ人の為に尽し、一隅の照す心をもつこと」と云われています。古道東山道を布教の為通られた大師が神坂峠で難儀をされ、旅行く人々のために伏屋を建てられた「広拯院」の再建が実現しました。

再建に尽力されたみなさんのご努力に感謝致すとともに、大師の教えを現在に活かすことで平和で心安らぐ地域を目指していくことを誓いあいたいと思います。

(一)

平成十七年九月定例議会

# 村長挨拶

一昨日は、衆議院議員の選挙が行なわれました。結果については、自由民主党と公明党の選挙前与党が、大方の予想のように勝利を収めました。

今回の選挙はみなさまご存知のよう、政府が提案した郵政民営化法案が参議院において否決されたことよって、小泉総理が国民の民意を問うということ、衆議院を解散したことよって行なわれました。郵政民営化法案に、賛成が反対かて衆議院議員を選ぶという、「国民投票的」な選択を突きつけられた選挙でありました。その結果が、提起した小泉政権与党に勝利をもたらしたので、この問題については国民は賛成の意思を表明したことになります。

しかし、今回の選挙は様々な問題を残したのではないかと考えます。郵政改革は、改革の本丸として単純化して判断を仰いだ、と政権与党は今回の選挙の正当性について述べています。郵政民営化法案に対する賛否よって国民は全ての政権与党の政策を支持したといえるのかは、疑問が残るところです。

確かに郵政改革という課題も、国の根幹をなす課題であると思います。が、八月初めに自由民主党は憲法改

正草案を発表いたしております。憲法は国の基本法であります。この改正の是非は、非常に重要な問題であります。また国と地方あわせ一十兆円を越える財政赤字をどうしていくのか、我々地方についていえば、地方分権に基づく「三位一体の改革」や地方交付税等をどうするのか等、国のありようにかかわる問題や、国民の暮らしにかかわる税制、年金、健康保険等々の問題は積極的に論じられたとは言えません。

私は次のことについて、今後の対応も含め注目していかなくてはならないと考えます。

その一つは、改革に賛成が反対か問われましたが、改革の中身が真に理解されたかどうかであります。例えば、郵政改革についても郵貯、簡保の三〇兆円の問題は議論になりましたが、民営化後に現状の郵便局が山の中の局まで含め残されるのかどうか、曖昧なままで済まされたように思います。

二つ目は、「官から民へ」「規制緩和」という構造改革の基本が、市場化を図ること同一で考えられていきます。市場化されることによって、利潤を得る人と痛みを感じる人は当然現れることを前提にしたものであ

ります。既に小泉改革が進められてから所得格差は確実に広がっており、いわゆる「勝ち組」「負け組」という言葉は日常化しております。市場化についてどこまで国民が理解したのか、市場化社会先進国である、アメリカを襲ったハリケーン被害の状況は教訓的であります。

三番目は、改革により「官から民へ」「小さな政府」を目指すとしていますが、福祉分野にまで市場化の導入を進めてきております。また「民」といってもNPOもあり、協同組合もあり、また大企業も、多国籍企業もあります。経済的基盤の弱いこの中山間地域がどの様になるのか、改革を判断する場合、全てを一律には考えてはならないのではないかと考えます。国民は、今回の選挙で改革を進めることを支持しましたが、この改革の本当のねらいは「自己責任」の強化であり、自律する国民が対象とされていることを忘れてはならないと思います。

本年は、戦後六〇周年の年であります。原爆が投下された八月六日、九日と八月一五日の終戦記念日を中心にして、様々な催しや論評が繰り広げられました。とりわけ今年の特徴は、六〇年という人間で云えば還暦に相当する年数を経たことで、改めて戦後六〇年を問う直すという視点、首相の靖国参拝をきっかけとして、中国や韓国による日本の戦争意

識を問う直す追究に対してどう答えるか、等が改めて論じられたことでもあります。特に、自民党新憲法起草委員会が、自衛軍の保持を明記した改正草案一次案を発表する等、憲法第九条をめぐる議論も活発化しています。

私自身の、この六〇年間は戦争の陰を背負った歳月でありました。戦争で父親を失い、地域の人々を始め多くの人に支えられてまいりました。父親が戦場に赴いたとき私は三歳に満たない頃でありましたので、父親の顔を思い出すことができません。戦死時の状況は、戦後同じ部隊にいたという戦友の方からお聞きしました。私は、一貫して戦争を憎んできました。再び私のように戦争のため父親を失うというような犠牲者がでることを、繰り返してはならないと考えてきました。そうした点から憲法第九条には特別の思い入れがあります。

内閣官房長官等を務められた後藤田正晴氏が、憲法第九条の問題についてある雑誌の対談で語っている次の言葉が、私には大変印象的でありました。「六〇年の間に、ともかく日本は武装部隊よって外国人を殺した経験がない。それからまた、外国の武力よって殺されたという経験もない。これは戦後六〇年間、先進国の中では日本しかないんです。そういう意味で、この憲法の大きな役割を今後とも残す必要があると思う。」

と述べています。憲法改正に絶対反対の立場をとらない後藤田氏は「この国を軍事傾斜の方向に持っていくことが『ふつうの国』なんだという考えが強くなっている。どうも『理想の国』というのを忘れていているのではないか。』とも語っております。

戦後六〇年の節目に、私達は平和と戦争の問題を真剣に考えなくてはならないと考えます。戦争を体験しない世代が大半を占めてきた今日、我が国が国策として犯した戦争の事実をしっかりと教えることは、現代を正しく生きる上で大切なことでもあります。

また、国策に従じたとはいえず、村を挙げて満州移民を送り出した反省も込め、改めて我々は平和の問題を考えなくてはならないと思います。

さて、低迷が続いている経済について、「景気の踊り場」を脱却したと政府が宣言しました。

県内企業についても信濃毎日新聞の調査結果では「景況感一年ぶりに改善」と報道されています。村内の製造業については受注は順調のようでありますが、国の指標によっても景気の動向については、地域差、職種差による格差は拡大していることが指摘されておりあります。村内においても、小売業は依然として低迷しており、建設業にいたっては大幅な受注減に直面しております。昼神温泉については、愛知万博効果で順調な

入り込み客で推移しておりますが、小規模施設はその恩恵に浴しておらず格差は開いております。九月いっぱいには確保できても一〇月以降予約状況が低迷しており不安は、広がる状況であります。

我が国の中で最も景気動向が堅調な、東海地方に接するこの地方の有利性を活かしていくことが望まれますが、まだらな景気状況の中で若年労働者の不定期雇用が増えている等、地域経済は流動的であり樂觀できる状態でないといえます。

今年度の地方交付税については、心配していたところでありませんが、十七億二三四万円と昨年並みの金額が示されました。これは、「三位一体の改革」の中で平成十八年度までは減額しない、という約束に基づいたものであります。また、十八年度の国の一般会計の概算要求総額が財務省から発表されました。これと関連して、地方一般財源の概要が公表されましたが、それも十七年度と同額を基準にしたものであります。しかし、八五兆二七〇〇億円の内、国債の元利払いに充てる国債費の増が前年度より約二兆円増える等依然として厳しい状況が続いております。また「三位一体の改革」による財源以上の積み残しが昨年よりあり、さらに財務省からは地方交付税の削減の要望も出ているとも報道されており、予断を許さない状況にあります。十

九年度からの削減が計られるのではないかと、心配されるところであります。

日本全体で今年一月から六月までの六カ月間で、出生より死亡の方が三万人上回って、初めて「自然増加数」が年ベースでマイナスになったことが報じられています。予測より二年早く、国全体としての人口減少時代に突入したのではないかといわれております。ちなみに阿智村の動向は出生二二人、死亡三八人で十六人の減でありました。九月一日現在の村の総人口は五、九四九人と、昨年秋六千人を割り込んで以来、回復しておりません。国全体として人口減の基調が強まる中で本村の人口を増やすこと、とりわけ出世数を増やすことは難しい状況にあります。

以上のような状況下で、本村は、来年一月一日の浪合村との合併に向けて進んで行かなくてはなりません。

村づくりの指針としては、第四次総合計画後期計画をもとに、中長期的な交付税の動向を勘案して作成した阿智村自立プラン、浪合村との合併による新村建設計画があります。これらを基本に、合併後の具体的事業を盛り込んだ行動計画を早急に立てることが求められております。

後期計画の主要施策は、子育て支援・若者定住対策・健康づくり・産業振興でありました。自立プランの

柱は、村内経済の活性化・若者定住・子育て支援、新村建設計画では、魅力ある一大観光地の形成・ふるさとを担う人づくり としております。何れも人口や経済の拡大を目指した計画になっております。

村づくりの基本目標が、「一人ひとりの人生の質を高められる持続可能な発展の村」でありますから、緩やかでも経済の拡大が図られることは欠かせない条件であります。地域の経済的資源を活かした産業振興については、引き続き進めていくことが必要であります。

拡大するグローバルセッションの中にあつて、規制緩和や保護が構造改革によって取り払われ、国内の企業は、もろに国際競争の中に投げ出されることになっております。厳しい企業競争や観光地間競争にどう勝ち残っていくのが、村のあらゆる産業に課せられております。そのため行政として積極的な支援を行っていく必要があります。

しかし、村内の経済状況は、全体的に、現況の指標が示すように縮小傾向を示しており、この状況から現状維持に転換することが当面の課題になっております。村内の個々の企業や業種についてみれば、それぞれの努力によってグローバル化の中で生き残っていく可能性を持っておりませんが、総体的にみれば、経済の拡大を進めるには条件的に不利な地域であるのも現実であります。無理し

て経済効率主義に基づいて進めようとするなら、自然破壊、所得格差の拡大や弱者へのしわ寄せ、コミュニティの崩壊などそのマイナスマ面が強調され、地域の萎縮を進める危険性をはらんでおります。

経済の活性化と平行して、真に個々の生活の質を高める施策の推進に重きを置いて、経済効率主義に基づかないもう一つの地域づくりを進めることが、萎縮傾向にある地域を転換できるものになると考えます。大切なことは、一人ひとりの住民のみならず、この地で生活しようと考えている人が、この地を優先させて、地域づくりを進めていくことであると考へます。

村づくりの基本理念である「一人ひとりの人生の質を高められる」という課題に、正面から取り組んでいくこととあります。これは、住民のみなさんの内面にかかわる事柄ですので、一方的に行政が決めていく課題ではありません。具体的施策の推進については、一人ひとりの住民のみなさんの自発的意志によって進められるべきで、行政の役割はその実現のための支援を行なうこととあります。

住民のみなさんが、この地域で生きることに誇りを持ち、心地よい充実感や達成感を経験する、社会の中で自分の存在感を実感できる機会や場所の提供する等の、住民のみなさん

の活動できる条件を整えることが行政の役割であります。

現在住民のみなさんからは、歴史資料や史跡の保存、植物や自然景観の保存等の要望があります。こうしたものをしっかりと守っていくことによって、地域のアイデンティティや誇りが生まれると思います。また、様々な分野で活躍する人、特技のある人がおります。こうした人を知り、関わりを持つことで自分も何かをやってみたくなることがあります。「全村博物館構想」は、こうした機会を提供する機関として提起したものであります。

この考えは、フランスのアンリ・リビエルが提唱したものであります。彼は「エコミュニージャム」(生活環境博物館)とよび、エコミュニージャムの三大任務について次のように述べています。

- 一、エコミュニージャムは、地域住民の学校である。
- 二、自然と文化の保護センターである。
- 三、地域発展の道を求める研究所である。

既に村づくり委員会の中に「全村博物館構想策定委員会」が立ち上がっております。また、園原へ計画する「インフォメーションセンター」と阿智村における史跡保存を含む博物館構想についての調査委託を、NPO法人「東山道神坂総合研究所」にお願いしており、提案をいただくこ

とにしてあります。

今後意識的に、村の様々なところでのこの問題について議論を深めていただき、阿智村らしい構想を樹立し計画的に実現に向けて進めてまいりたいと考えます。

つぎに、新しい村づくりの具体的事業計画とそれを実施するための財政計画についてであります。事業計画については、既定の阿智村の計画に浪合村分を加えたものであります。合併特例債と浪合村に適用される過疎債の借入れ限度を、当初計画の二五億円として検討を行なっております。

(中略)

決算案件は、平成十六年度の各会計の決算認定を受けるものであります。全ての会計で黒字で決算できました。

しかし、例年のこととありますが、村税および税外収納金の滞納額は依然として改善されておりません。村税については固定資産税を中心に現年課税分で一〇、八九六千円、過年度分で一三、二〇九千円になっております。

住宅使用料、保育料、浄化槽管理料を合わせると一般会計総額では、二七、〇六二千円になります。特別会計では、水道使用料が四、四七九千円、下水道使用料が一、八八〇千円、下水道受益者分担金二〇、六八四千円となっております。特に国民

健康保険税の滞納額が一四、一〇〇千円と保険税の割にのぼっております。税等の公平な負担をいただく上からも多額な滞納は大きな問題であります。

専任の係を置き、助役を中心に滞納整理に努めておりますが、大きな成果を上げるにいたっておりません。大口滞納者が改善されないことが大きくなっている原因であります。例えば、固定資産税の滞納額は村税滞納額の七八パーセントで、滞納額の五五パーセントにあたる七件は昼神温泉関係者が占めております。八月三十一日までに八、七二四千円を徴収しておりますが、強硬手段を講じてでも滞納額の圧縮に努めてまいります。

決算に関連してここ数年の財政状況についてご説明いたします。

歳出についてであります。平成八年度における人件費総額は、七五五、七一九千円、そのうち職員給は四五五、八九九千円でありました。十六年度では、六九二、一三三千円、職員給は、四二二、八九二千円です。この間正規職員は九五人から七四人と二一人減少しました。嘱託等の臨時職員は八人から二一人と十三人増えております。業種別の臨時職員は、学校用務員四名、学校給食一名、授産所指導員四名(五)、子育て専門員一名、公民館二名(一)、診療所看護師一名(一)、栄養士一名(一)、図書室司書一名、保育所

保育士等六名であります。

歳出の内、特に増えているのが福祉費の扶助費で八年度より五、七〇〇万円、借金の返済に充てる公債費が、二二、三〇〇万円、となっております。

基金については、一、九一四、五〇〇千円が二、八八三、六八六千円と九億円増加しており、地方債の残額は、一般分五、二六一、五〇四千円が四七八、八四五万円と約五億円減っております。この中には臨時財政対策債が、六二、九〇〇万円ありますから実質の減は約十一億円となります。下水道事業を行なってきた関係で上下水道分では、三、三九三、七一〇千円が四、三二〇、九八〇千円と約八億円増加しております。公債比率は十四パーセントと昨年度より〇・二パーセント増、起債制限比率は、六・二パーセントと〇・四パーセント減少しております。

次に、平成十七年度補正予算について述べます。

一般会計補正予算第三号は、歳入歳出それぞれ三三六、四四四一千円を追加補正するものであります。歳出の主なものは、十六年度の繰越金の半分を財政調整基金に、特養の経営を社会福祉協議会に委託したことにより剰余金を阿智荘財政調整基金に積み立てるもの、合併に伴って電算および防災無線等の統合に要する経費、保育所の施設改修費、患者輸送用車両の購入費、心臓蘇生のための

除細動器二機の購入費、県のコモンズ支援金として交付を受けることが決定した木製ガードレールを昼神に設置する費用、また住民のみなさんが歩道等の除雪を自発的に行なってもらうための除雪機の購入費、旧横川分校の校舎の改修費をもちました。横川部落の有志による地域活性化の取り組みが進められましたので、今回予算化しました。改修後は部落に払い下げを行い、今後は部落の責任で管理運営してもらいます。また、村道補修や舗装補修について大幅な予算を計上しました。

(中略)

今、園原では「信濃比叡」本堂の建築と周辺整備が急ピッチで進められております。園原を魅力ある観光地にするために、民間のみなさんの手によって行われている事業であります。古道東山道とともに新たな阿智村観光の目玉とする本事業が、初期の目的を達成するためには、史跡としてふさわしい景観の整備や、観光地としての道路を含む観光インフラの整備が必要になります。地元のみなさんの理解と強力を得る中で、計画的な整備を進める必要があります。特に、本堂建立を記念してのイベント計画が進められておりますので、この成功のためにできる支援を積極的に行ってまいりたいと考えます。

また、堆肥センターが正式に稼働し、堆肥の販売も順調に推移してお

ります。完熟堆肥の品質については既にその成果が出されており、需要は拡大するものと思われまます。安全で安心な「阿智村ブランド」の農産物の計画的生産と販売の、拡大計画の樹立が求められております。有機活用農業振興会も目標の三〇〇人になったと聞いております。生産者の努力もさることながら、行政の取り組みも重要であります。認定制度や直売所等具体的な振興策を、早急に確立していかなくてはなりません。

介護保険法が改正されました。今のまま介護報酬が伸び続けると介護保険料の増額ばかりか、公費負担分が増え続け財政破綻を招きかねないことが懸念されます。今回の改正では、施設利用者の利用料のうち、今まで介護報酬で負担していた「食費」「ホテルコスト」を、利用者負担とすること等が盛り込まれております。この負担については、今年の十月一日より実施に移されます。このことにより、低所得者の中に利用を控える人が出るものと思えます。特に、デイサービスセンターは、在宅介護の基幹的施設でありますので、「食費」の負担について低所得者については、公費による軽減も検討される必要があるものと考えます。

浪合村と合併後の医療体制について、浪合村にある診療所の新村への拡張について、浪合診療所の医師より具体的な問題提起と提案が行われました。この中で阿智村の村営診療

所について、具体的な指摘が行われました。施設の問題、診療内容の問題等であります。特に、現体制で地域の医療要求にえられるものになっているかどうか、という問いもありました。地域医療について真剣に考えられている医師のご指摘は、今が当たり前と思っていた私には、新鮮で全く当を得た指摘と思えました。

村の地域医療の問題について、あらためて考えたいと思えます。できれば、住民のみなさんに提起し「村づくり委員会」でも立ち上げていただき、共に研究していただければと考えます。

浪合との合併については、行政上のすりあわせや行政体制等は着々と進められております。合併は、行政が統合するというのみならず、住民のみなさん同士の一体化が欠かせません。過日シンポジウムを行っていただきました。また女性の会も行っていただきました。今後課題別を含め、できるだけ住民間の交流を深めていきたいと思います。

また、十八年度予算は、合併初年度の予算編成となります。できるだけ早く財政状況や見通しを公表して、住民のみなさんにわかりやすい編成作業に掛かりたいと考えます。

(後略)